

競争入札参加者登録簿登録者 各位

総務部契約検査課長

解体工事業の登録に関する取扱いについて（お知らせ）

解体工事業の新設（平成28年6月1日施行）に伴う法律上の経過措置として、施行日時点で、とび土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる者は、令和元年5月31日までは解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能となっておりました。（令和元年6月1日以降は解体工事業の許可が必要となります。）

平成31・32年度米沢市建設工事請負契約競争入札参加資格審査申請における解体工事業の登録については、建設業の許可を受け（許可申請中或いは経過措置期間内に申請予定も含む。）、かつ解体工事業の登録を希望する者について登録受付を受理したところです。

しかし、申請期間（平成31年2月1日から20日）が経過措置（令和元年5月31日まで）の期限前であったことから、令和元年5月31日までに解体工事業の許可を受けた或いは許可申請をしたもので、解体工事業の登録を希望する者は、下記の書類を提出することにより解体工事業の登録希望について受理することとしましたのでお知らせいたします。

記

1. 提出資料

- ・変更届（変更後の欄：『解体工事業の登録』と記入してください）
- ・解体工事業に係る工事経歴書（実績の有無に係らず提出してください）

2. その他

- ・経営規模等評価結果通知書/総合評定値通知書の建設工事の種類（とび・土工・コンクリート・解体（経過措置））において、総合評定値（P）を受けていること。
- ・後日、解体工事業の許可を受けた通知書（写し）を提出すること。
- ・受付期間は、令和元年8月30日までとします。

問い合わせ先
契約検査課
担当：検査担当
電話 0238-22-5111
内線 2704/2705